

令和4年12月16日
(2022年)

業者各位

技術管理課

主任技術者の専任に関する取扱いの一部改正について

建設業法施行令の一部改正（令和5年1月1日施行）に伴い、主任技術者の専任に関する取扱いの一部を改正するので通知します。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意願います。

●主任技術者の専任要件の緩和について

予定価格が4,000万円（建築一式工事以外の建設工事）以上の工事に置く専任の主任技術者について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の主任技術者等を兼務することができます（設計図書に兼務を認めない旨の記載がないものに限りです）。

兼務を認める条件

- 1 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事(※注1)又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※注2)であること。
- 2 兼務する工事の件数が2件であること。
- 3 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
- 4 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 5 兼務する工事双方の監督職員に、主任技術者等の兼務について、工事打合簿等により承諾を得ること。

※注1 例) 連続する河川（本・支川）における同種・類似工事
国道・県道・市道における同種・類似工事 等

※注2 例) 工事間で土砂等を流用する工事
工事用道路を共用する工事
現道規制の調整を有する工事
2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
相当部分の工事を同一の下請業者が施工し、相互に工程調整を要する工事 等

手続き

専任の主任技術者の兼務を希望する場合は、競争入札参加資格確認申請時に以下の書類を建設総務課に提出すること。また、契約後に工事担当課へ兼務報告すること。

- i) 主任技術者の兼務届出書
- ii) 既契約工事の発注者に兼務承諾を受けた工事打合簿等の写し
- iii) 既契約工事の契約書（変更契約書）の写し
- iv) 既契約工事のコリんズの登録内容確認書

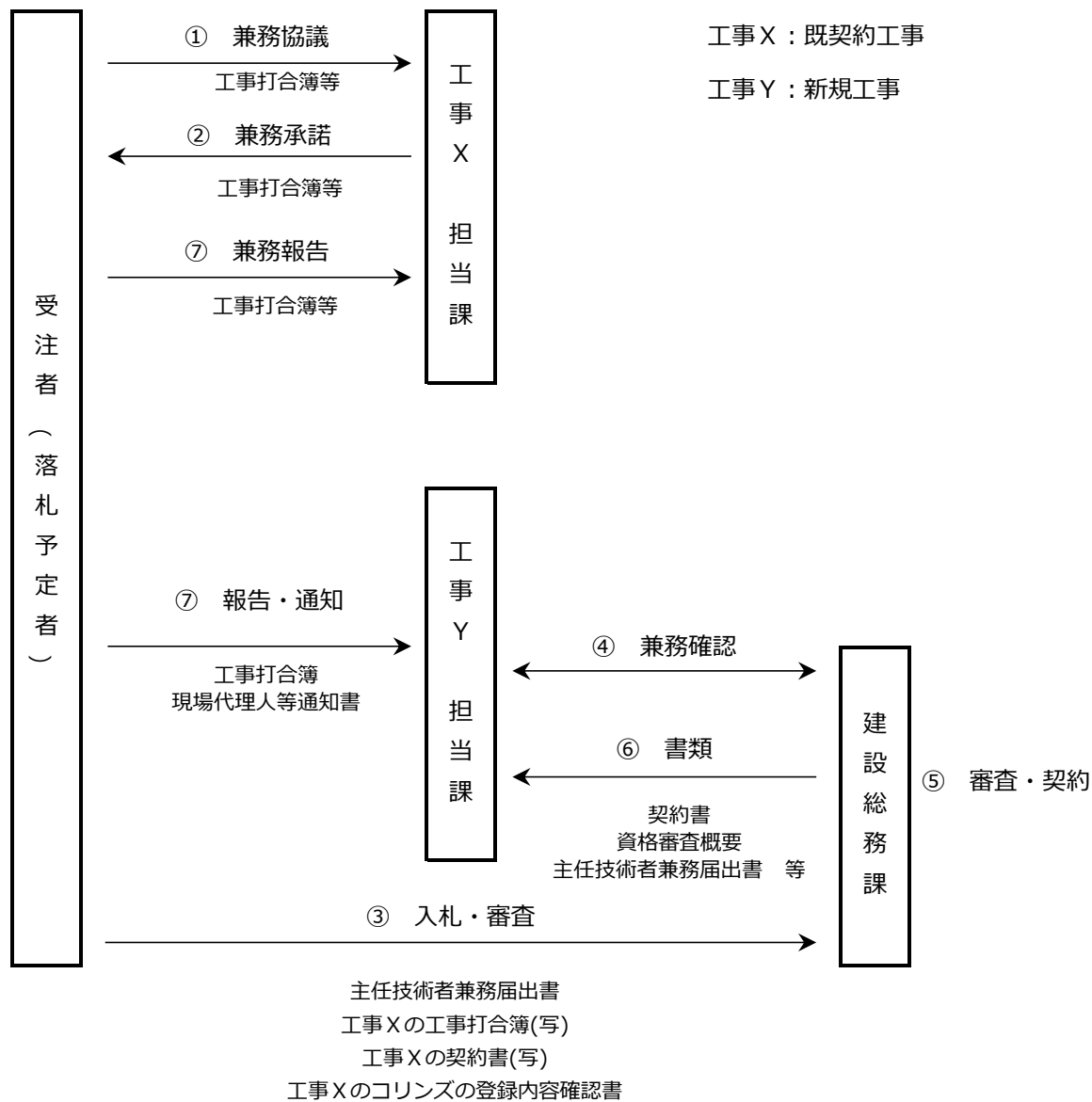
※注) 契約が同時期であり、兼務相手工事の承諾を得られない場合は、書類提出を要しないが、兼務条件を確認し確実に配置予定技術者が配置できるよう留意すること。また、契約後、工事担当課に兼務について承諾を得ること。

適用日

令和5年1月1日以後に行う入札公告から適用する。
(適用前に入札公告を行った工事については、従前の例による)

専任の主任技術者の兼務手続きフロー

(兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要)



現場代理人、技術者等の兼任・兼務の取扱いについて

○：兼任・兼務可 A、B：各条件を満たせば兼任・兼務可 ×：兼任・兼務不可

同一工事での取扱い	専任を要しない工事			専任を要する工事		
	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
現場代理人	/	○	×	/	○	×
主任・監理技術者	○	/	○ <small>注1</small>	○	/	×

注1： 営業所の専任技術者については、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要であるが、専任を要しない現場に限り、和歌山市内における営業所の専任技術者を配置予定技術者とすることができる。

他工事との取扱い			既契約工事			
			専任を要しない工事		専任を要する工事	
			現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任技術者
新規契約工事	専任を要しない工事	現場代理人	A	A	A + B	A + B
		主任技術者	A	○	A + B	B
	専任を要する工事	現場代理人	A + B	A + B	A + B	A + B
		主任技術者	A + B	B	A + B	B

【条件A】現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

1. 予定価格が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満であること。ただし、密接な関係のある工事については、金額の制限は設けない。
2. 兼任する工事の件数が2件であること。
3. 兼任する工事の現場が和歌山市内であり、直線距離が10km以内であること。
4. 兼任する工事がすべて市発注工事（企業局含む）であること。
5. 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
6. 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場へ速やかに向かう等の対応を行うこと。
7. 工事打合簿により監督職員の承諾を得ること。

【条件B】主任技術者の専任要件緩和の取扱い

1. 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
2. 兼務する工事の件数が2件であること。
3. 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
4. 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
5. 工事打合簿等により監督職員の承諾を得ること。

工 事 打 合 簿

記載例

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号	第 号		
工事名			
(内容) 専任の主任技術者の兼務について			
以下の条件を全て満たしているので、主任技術者が他の工事現場の主任技術者(現場代理人)と兼務してよろしいか。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事である。 			
具体的な理由：			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼務する工事の件数が2件である。 ・ 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内である。 ・ 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事である。 			
兼務する工事の概要			
①発注者名(工事担当課名)、②工事名、③工事場所、④予定価格(設計金額)、			
⑤工期、⑥当工事現場との直線距離(位置図添付)			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
	年 月 日		
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
年 月 日			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	監理(主任) 技術者

